

# おだわらの情報公開・個人情報保護制度

令和4年度運用状況報告書

 小 田 原 市

## 目 次

### 《おだわらの情報公開制度》

1	情報公開制度の内容	1
2	情報公開制度の運用状況	
(1)	公開請求の状況	5
(2)	公開請求に対する処理状況	6
(3)	請求拒否処分に対する審査請求	7
(4)	情報公開審査会の状況	1 1
(5)	会議の公開状況	1 1

### 《おだわらの個人情報保護制度》

1	個人情報保護制度の内容	1 3
2	個人情報保護制度の運用状況	
(1)	実施機関の事務登録の状況	2 0
(2)	開示、訂正、利用停止等の請求の状況	2 0
(3)	開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況	2 2
(4)	請求拒否処分に対する審査請求	2 4
(5)	個人情報保護審査会の状況	2 5
(6)	個人情報保護運営審議会の状況	2 6

### 《資料》

- 1 情報公開審査会の答申
- 2 個人情報保護運営審議会の答申
- 3 公文書公開請求・個人情報開示請求の内容及び処理状況(全件)

# おだわらの情報公開制度

## 1 情報公開制度の内容

情報公開制度は、小田原市情報公開条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的（第1条）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の「知る権利」を尊重して、公文書公開請求の権利や情報公開について必要な事項を定めることにより、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的としています。

### (2) 用語の意義（第2条）

- ア 実施機関…議会、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。
- イ 公文書…職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

### (3) 解釈及び運用（第3条）

- ア 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにします。
- イ 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をします。
- ウ 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめます。
- エ 市の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- オ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とします。

### (4) 実施機関の責務（第4条）

実施機関及びその職員が公文書公開請求に係る事務に従事する場合は、条例の目的に即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければなりません。

### (5) 利用者の責務（第5条）

利用者は、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければなりません。

## (6) 公文書の公開

### ア 請求できる人（第6条）

どなたでも、実施機関に対して、その保有する公文書の公開を請求できます。

### イ 公開の義務（第8条）

実施機関は、公文書の公開請求があったとき、次の6項目に該当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 市等及び国等の審議等に関する情報
- (エ) 事務事業の執行に関する情報
- (オ) 公共の安全に関する情報
- (カ) 法令秘情報

### ウ 部分公開（第9条）

実施機関は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければなりません。

### エ 公文書の存否に関する情報（第10条）

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合、当該公開請求に対する応答を拒むことがあります。

### オ 請求に対する決定等（第11条、第14条）

実施機関は、公開の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して10日以内（市の休日は算入しない。）に公開又は非公開の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、公開の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付により公開します。

### カ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第13条）

公開請求された公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開の決定前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

### キ 費用負担（第16条）

公文書の公開に係る手数料は、不要です。

ただし、公文書の写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。白黒コピーの場合は、1面につき10円がかかります。

#### **(7) 情報公開審査会（第17条、第20条、第32条）**

実施機関は、請求に対する決定に対して審査請求があった場合は、学識経験者で構成される小田原市情報公開審査会（以下、「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

また、審査会は、審査請求に係る事件に関して、必要な調査などを行うことができます。

なお、審査会の委員には、在任中、退任後を問わず、守秘義務が課されています。違反すると、この条例の規定にのっとり罰せられます。

#### **(8) 会議の公開（第24条）**

実施機関が行う審議会などは、次の3項目に該当する場合を除き公開することになっています。

ア 他の法令などに特別の定めがあるとき。

イ 非公開情報について審議、審査、調査などを行うとき。

ウ 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会などが全部又は一部を公開しないとしたとき。

#### **(9) 情報公開の総合的な推進（第25条、第26条、第27条）**

実施機関は、公開請求者が容易に請求できるよう、公文書の特定に役に立つ情報の提供や利便の考慮をします。

また、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、保有する情報を積極的に提供すると同時に、さらなる充実に努めます。

そして、この条例に基づく情報公開制度を公正かつ円滑に運営するため、積極的に改善に取り組み、情報公開の総合的な推進に努めます。

#### **(10) 出資団体などの情報公開（第28条）**

市が出資や財政上の援助を行っている団体は、その公共性にかんがみ、情報の公開を努めるようにします。

また、出資団体のうち、実施機関が指定した団体については、その保有する文書などの公開について、公開の手法などを定めた規程を整備し、適正に運用するように努めなければなりません。

#### **(11) 公文書の管理など（第29条）**

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に役に立つべく、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準などを定め、適正に管理することになっています。

また、公文書の目録を作成し、どなたでも閲覧できるようにします。

**(12) 運用状況の公表(第30条)**

市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、公表します。

## 2 情報公開制度の運用状況（令和5年3月31日現在）

### （1）公開請求の状況

令和4年度の請求者数は93人で、請求件数は227件でした。

なお、小田原市の情報公開制度は、平成元年4月から開始し、令和4年度末現在で請求者数は4,846人、請求件数は10,857件に達しています。【表-1】

【表-1】請求者数及び請求件数の内訳

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
請求者数	4,294	100	120	117	122	93	4,846人
請求件数	9,645	271	252	217	245	227	10,857件

令和4年度の請求件数227件の内訳は、「市内に住所を有する者」が94件、「市内に事務所等を有するもの」34件、「市外に住所を有する者」が38件、「市外に事務所等を有するもの」が61件でした。【表-2】

【表-2】公文書公開の請求件数内訳（単位：件）

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市内に住所を有する者	2,131	40	58	70	58	94	2,451
市内に事務所等を有するもの	1,642	101	83	57	53	34	1,970
市外に住所を有する者	2,135	45	39	23	42	38	2,322
市外に事務所等を有するもの	3,737	85	72	67	92	61	4,114
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857

令和4年度の請求件数227件を実施機関別にみると、市長が187件、教育委員会が13件、議会が5件、選挙管理委員会が1件、土地開発公社が1件、病院事業管理者が20件でした。【表-3】

【表-3】公文書公開の実施機関別内訳（単位：件）

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市長	8,974	210	234	198	227	187	10,030
教育委員会	528	56	13	10	12	13	632
議会	96	1	1	7	3	5	113
選挙管理委員会	21	0	3	2	0	1	27
公平委員会	3	0	0	0	0	0	3
農業委員会	16	4	1	0	1	0	22
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	4	0	0	0	0	0	4
土地開発公社	3	0	0	0	0	1	4
病院事業管理者	—	—	—	—	2	20	22
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857



※ 市が出資その他財政上の援助を行う団体（「出資団体等」という。）のうち市の出資率が1/2以上の法人を指定団体といい、公益財団法人小田原市体育協会、一般財団法人小田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体があります。なお、これらの指定団体は情報公開に関してそれぞれ規程を整備し、その規程に基づいた運用を行っています。令和4年度に指定団体への情報公開請求はありませんでした。

## （２）公開請求に対する処理状況

227件の請求に対する処理状況は、公開が87件、一部公開が98件、非公開が2件、不存在が36件、却下が0件、存否応答拒否が1件、取下げが3件でした。 【表－４】

【表－４】公文書公開の処理状況（単位：件）

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計	構成比(%)
処理区分	公開	7,708	166	126	97	109	8,293	76.4
	一部公開	1,599	96	113	103	110	2,119	19.5
	非公開	42	0	2	0	3	49	0.5
	不存在	217	5	4	8	17	287	2.6
	却下		0	0	0	0		
	存否応答拒否	5	1	1	0	0	1	8
請求の取下げ	74	3	6	9	6	3	101	0.9
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857	100

非公開及び一部公開の決定をした100件の非公開理由を条例第8条の適用除外事項別にみると、個人に関する情報（第1号）該当が85件、法人等に関する情報（第2号）該当が33件、審議等に関する情報（第3号）該当が7件、事務事業の執行に関する情報（第4号）該当が4件、公共の安全に関する情報（第5号）該当が5件、法令秘情報（第6号）該当が0件となっています。 【表－５】

【表－５】非公開情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

適用除外事項	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
個人に関する情報（第1号）	95	86	98	86	93	85
法人等に関する情報（第2号）	5	8	34	40	56	33
審議等に関する情報（第3号）	0	1	0	1	7	7
事務事業の執行に関する情報（第4号）	24	6	5	1	2	4
公共の安全に関する情報（第5号）	49	43	53	10	11	5
法令秘情報（第6号）	0	0	0	0	1	0
計	173	144	190	138	170	134

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和4年度の主な請求内容及び処理状況は、【表-6】のとおりです。

【表-6】令和4年度 主な公文書公開の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	非公開理由
工事に関する金額入り設計書等一式	農政課	公開	
	建設政策課		
	下水道整備課		
	学校安全課		
境界確定報告書	土木管理課	一部公開	個人情報の保護、法人情報の保護、印影偽造防止のため
道路位置指定同意書、線形同意書	建築指導課		
建設リサイクル法の届出処理簿			
会議録	経営総務課 議会総務課		

(3) 請求拒否処分に対する審査請求

令和4年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、1件ありました。

なお、平成元年の公文書公開条例制定から令和4年度末までの間に合計34件の審査請求があり、小田原市情報公開審査会から29件の事案（取下げ4件を除く）について答申が出されています。実施機関では、すべてについて答申どおり決定しています。

【表-7A】【表-7B】

【表-7A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市情報公開審査会				決定及び 裁決件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	34件	34件	29件	1件	(原処分の取 消しを含む) 4件	29件

- ※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。
- ※ 次頁【表-7B】の諮問番号9は制度の改善に関する諮問ですので、異議申立てによる実施機関からの諮問数は29件です。なお、諮問番号18は諮問が取下げられた後、原処分を取り消す決定を行ったため、決定件数に加算しています。

【表一 7 B】 請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 する 決 定
			申立	年月日		
1	体罰事故の生じた場合の 報告書非公開の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H5. 11. 18		
			答申	H7. 2. 6		
			決定	H7. 4. 25		
2	いじめ報告書小・中学校 分不存在の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	不受理決定を取消し、 報告書のうち、いじめ に関するものについて、 公開又は非公開の 判断をするべき	不受理決定を 取り消し、8件の 報告書を一部公開 (変更)
			諮問	H6. 2. 18		
			答申	H8. 4. 22		
			決定	H8. 7. 26		
3	市都市計画審議会資料及 び議事録一部非公開の件	市 長	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 8		
			取下	H8. 3. 18		
4	少年院移転問題特別委員 会資料及び会議録非公開 の件	議 会	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 11		
			取下	H8. 4. 22		
5	平成9年1月16日県教 育庁総務室訪問の復命書 不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
6	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書非公 開の件	市 長	申立	H10. 5. 25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 6. 19		
			答申	H11. 7. 26		
			決定	H11. 8. 20		
7	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書に対 する回答書非公開の件	市 長	申立	H10. 5. 25		
			諮問	H10. 6. 19		
			取下	H11. 3. 16		
8	市内在住の介護保険被保 険者で不服審査請求を行 った者に係る一次判定結 果等非公開の件	市 長	申立	H12. 5. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H12. 5. 23		
			答申	H13. 4. 25		
			決定	H13. 5. 15		
9	小田原市の情報公開制度 のあり方について	市 長	諮問	H13. 4. 6		
			答申	H14. 8. 9		
10	介護保険サービス量の見 込み(中間値保険料)非 公開の件	市 長	申立	H14. 9. 26	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H14. 10. 3		
			答申	H15. 2. 4		
			決定	H15. 2. 13		
11	健康リフレッシュセンター 施設運営事業提案競技審 査会の議事録又はこれに 準ずるものの一部公開の 件	市 長	申立	H16. 10. 20	議事録については 不存在を認め、一部 公開文書については、 公開範囲を変更	答申どおり (変更)
			諮問	H16. 11. 4		
			答申	H17. 3. 28		
			決定	H17. 3. 31		
12	配水管工事のメーカー見 積書一部公開の件	市 長	申立	H18. 11. 7	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H18. 11. 15		
			答申	H19. 9. 28		
			決定	H19. 10. 15		

諮問 番号	異議申立て事案	実施機関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異議申立てに 対する決定
			申立	決定		
13	(仮称)城下町ホール整備事業の協議記録文書不存在の件	市 長	申立	H19. 1. 24	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 2. 5		
			答申	H20. 1. 24		
			決定	H20. 1. 31		
14	市道工事についての手紙非公開の件	市 長	申立	H19. 3. 26	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 3. 30		
			答申	H19.11. 5		
			決定	H19.11.12		
15	(仮称)城下町ホール整備事業費一部公開の件	市 長	申立	H19. 5. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 6. 11		
			答申	H20. 8. 22		
			決定	H20. 8. 28		
16	(仮称)城下町ホール設計図書一部公開の件	市 長	申立	H19. 8. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 8. 20		
			答申	H20.12.25		
			決定	H21. 1. 7		
17	全国学力・学習状況調査結果一部公開の件	教育委員会	申立	H20. 1. 11	平成 19 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の小田原市の平均正答率、学習状況調査の結果、学校状況の結果については公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H20. 1. 28		
			答申	H21. 6. 30		
			決定	H21. 7. 31		
18	ごみ処理広域化協議会議事録一部公開の件	市 長	申立	H20. 1. 18	諮問取り下げ (H21. 6. 22)	原処分を取り 消し、全部公開
			諮問	H20. 1. 30		
			答申			
			決定	H21. 6. 23		
19	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会第3回議事を録音した電磁的記録の公開請求却下の件	市 長	申立	H21. 1. 23	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H21. 1. 28		
			答申	H22. 2. 18		
			決定	H22. 2. 23		
20	騒音規制法に基づく特定施設設置届出書の一部公開の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
21	改善計画の内容を確認した調査報告書の不存在の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
22	全国学力・学習調査の学校ごとの結果の非公開の件	教育委員会	申立	H26.10.29	平成 26 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の市立小中学校の平均正答率等の結果は、学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H26.11.29		
			答申	H27.10.27		
			決定	H27.10.30		
23	小田原地下街への出店に係る賃貸借契約書等一部公開の件	市 長	申立	H27. 9. 7	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H27. 9. 17		
			答申	H28. 5. 2		
			決定	H28. 6. 2		
24	小田原市民生委員児童委員協議会に対する補助金交付に関し、審査もしくは調査の対象となった書類等資料不存在の件	市 長	申立	H27.12.25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H28. 1. 7		
			答申	H28. 8. 12		
			決定	H28. 8. 30		

諮問 番号	審査請求事案	実施機関	年月日		審査会 の 審査 内容	審査請求に 対する裁決
			申立	年月日		
25	小田原有機の里づくり協議会の規約、決算書及び事業計画書の一部公開の件	市長	申立	H29. 3. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 4. 19		
			答申	H29. 7. 24		
			裁決	H29. 8. 15		
26	2015年6月に発生した新幹線火災の火災調査書の一部公開の件	市長	申立	H29. 8. 19	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 10. 6		
			答申	H30. 3. 13		
			裁決	H30. 3. 23		
27	ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H30.10. 2	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H31. 2. 26		
			答申	R1. 8. 9		
			裁決	R1. 9. 4		
28	リサイクルセンター等運転業務契約ほか4業務の契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1.12. 9		
			裁決	R1.12. 24		
29	一般廃棄物圧縮保管業務契約並びに焼却灰積込及び運搬業務契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1.12. 9		
			裁決	R1.12. 24		
30	執行費用処理状況の書類不存在の件	市長	申立	R3. 9. 27	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 1. 24		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
31	令和3年10月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R3.11. 24	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 1. 27		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
32	令和3年10月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R4. 1. 4	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 2. 18		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
33	特定の事業者との覚書等の書類不存在の件	市長	申立	R3.10. 31	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 2. 28		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
34	令和3年10月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R4. 1. 28	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R4. 3. 17		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
35	協議会の分担金納付に関する書類不存在の件	市長	申立	R4. 9. 7		
			諮問	R4.11. 24		
			答申			
			裁決			

#### (4) 情報公開審査会の状況

令和4年度は、諮問第30号から第35号の事案についての審議を行いました。情報公開審査会の開催状況は、次のとおりです。【表-8A】【表-8B】

【表-8A】情報公開審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
30~34	R4. 5. 9	諮問第30号「執行費用処理状況の書類不存在の件」、諮問第31号「令和3年10月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件」、諮問第32号「令和3年10月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件」、諮問第33号「特定の事業者との覚書等の書類不存在の件」及び諮問第34号「令和3年10月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件」に係る実施機関への聴き取り及び事案の審議
	R4. 6. 30	事案の審議
	R4. 8. 9	答申案の検討
35	R4. 12. 1	諮問第35号「協議会の分担金納付に関する書類不存在の件」の事案の審議
	R5. 1. 19	事案の審議
	R5. 3. 28	答申案の検討

【表-8B】情報公開審査会委員（令和5年3月31日現在）

氏名	職業	役職名	その他
林 良 英	小田原市社会福祉協議会常務理事	会長	1期目(令和3年4月1日~)
三川 真由美	弁護士	会長職務代理者	7期目(平成19年4月1日~)
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	2期目(平成29年4月1日~)
塩原 真理子	東海大学法学部准教授	委員	6期目(平成21年4月1日~)
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	1期目(平成31年4月1日~)

#### (5) 会議の公開状況

小田原市情報公開条例第24条には、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関等の会議は、原則公開すると規定されています。

令和4年度は、141件の会議が開催され（書面会議含む）、そのうち公開されたものは112件、一部公開されたものは7件、非公開とされたものは22件でした。会議の傍聴者は、20人でした。 【表-9】

【表—9】会議の公開状況（単位：件）

区 分	H15～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
公開	1,727	80	63	49	72	112	2,103
一部公開	240	16	18	7	12	7	300
非公開	221	16	37	34	41	22	371
計	2,188	112	118	90	125	141	2,774
傍聴人数 (人)	2,774	82	59	48	31	20	3,014

- ※ 会議開催のお知らせは、行政情報センター掲示板、小田原市ホームページに掲載しています。
- ※ 非公開となる会議は、非公開情報（例えば、個人情報など）について、審議を行う場合などです。
- ※ 件数は延べ会議開催件数です。（会議全体の数ではありません。）
- ※ 対象者認定等のため定例的に開催している会議（介護認定審査会、障害程度区分認定審査会等）は、件数から除いています。
- ※ 書面会議については、概要や資料が公開されたものでも、非公開として計上しています。

# おだわらの個人情報保護制度



## 1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度は、令和4年度末まで小田原市個人情報保護条例に基づき実施していましたが（令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律に基づき実施しています。）。

小田原市個人情報保護条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的（第1条）

この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の保護を図り、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権を擁護することを目的としています。

### (2) 用語の意義（第2条）

ア 実施機関…議会、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。

イ 個人情報…個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。

ウ 保有個人情報…実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。（ただし、公文書に記録されているものに限る。）

エ 特定個人情報※…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。  
※特定個人情報については、P18に詳細を別記

オ 保有特定個人情報…特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいいます。

カ 本人…個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

### (3) 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達するために、あらゆる施策を通じて個人情報の保護

に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めます。

#### (4) 事業者の責務（第4条）

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための本市の施策に協力しなければなりません。

#### (5) 市民の役割（第5条）

市民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

#### (6) 個人情報の取扱いの原則

実施機関が個人情報を取り扱う場合には、次のような原則に従います。

なお、実施機関がこの原則の例外として個人情報を取り扱う場合には、小田原市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、その個人情報の取扱いが適当であると認められる必要があります。

##### ア 取扱いの制限（第6条）

思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに基本的人権を損なうおそれのある事項は、原則として取り扱いません。

##### イ 個人情報取扱事務の登録（第7条）

(ア) 個人情報を取り扱う事務については、当該事務の名称及び概要その他一定の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、これを一般に縦覧できるようにします。

(イ) 個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録し、登録した事項を審議会に報告します。

##### ウ 収集の制限（第8条）

個人情報を収集しようとするときは、あらかじめその取扱目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

また、個人情報を収集するときは原則として、本人から収集します。

##### エ 利用及び提供の制限（第9条）

原則として、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供しません。

オ オンライン結合による提供（第10条）

公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による提供を行いません。

カ 適正な維持管理（第11条）

個人情報を正確かつ最新なものとするよう、また、個人情報の漏えい、滅失及びき損その他の事故を防止するよう必要な措置を講じ、個人情報について適正な維持管理をします。

キ 受託者等の責務（第12条、第12条の2）

実施機関は、委託契約をするときは、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにします。

受託者は受託業務において、指定管理者は指定に係る施設の管理に関する業務において、保有個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければなりません。

ク 職員等の義務（第13条）

職員（退職者を含む。）は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

ケ 廃棄（第14条）

保存する必要がなくなった保有個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

**（7）開示請求**

ア 開示請求権（第15条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって開示請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り開示請求をすることができます。

イ 開示の義務（第17条）

実施機関は、開示請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報の開示をします。ただし、次の7項目に該当する情報が記録されている場合は、不開示情報として、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。

（ア）生命、身体又は財産を害するおそれがある情報

（イ）本人以外の個人に関する情報

- (ウ) 法人等に関する情報
- (エ) 指導、診断、評価、選考等に関する情報
- (オ) 市等又は国等の審議等に関する情報
- (カ) 事務事業の執行に関する情報
- (キ) 法令秘情報

ウ 保有個人情報の存否に関する情報（第18条）

開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることが、不開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす場合は、当該開示請求に対する応答を拒むことがあります。

エ 開示の請求に対する決定等（第19条、第21条）

実施機関は、開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して10日以内（市の休日は参入しない。）に開示又は不開示の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、開示の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付等により開示します。

オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第20条）

開示請求された保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

カ 開示の請求等の特例（第22条）

試験結果等あらかじめ定められた個人情報については、口頭により開示の請求ができます。この場合、実施機関は（7）エの規定によらず、速やかに開示します。

キ 費用負担（第23条）

保有個人情報の開示に係る写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。白黒コピーの場合は、1面につき10円がかかります。

**（8）訂正請求**

ア 訂正請求権（第24条、第25条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報の内容が事実と異なると考えるときは、その訂正を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り訂正の請求をす

ることができます。

なお、訂正の請求の際には、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければなりません。

#### イ 訂正の請求に対する決定等（第26条）

実施機関は、訂正請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して20日以内（市の休日は算入しない。）に訂正をする旨又はしない旨の決定をします。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、訂正をする旨の決定をしたときは、訂正の内容及びその理由を、訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を書面により通知します。

### （9）利用停止等請求

#### ア 自己情報の利用停止等請求権（第27条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報が規定に違反して収集、利用又は提供をされていると考えるときは、その利用停止等を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって利用停止等の請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り利用停止等の請求をすることができます。

#### イ 利用停止等の請求に対する決定等（第29条）

実施機関は、利用停止等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して20日以内（市の休日は参入しない。）に利用停止等をする旨又はしない旨の決定をします。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、利用停止等をする旨の決定をしたときは、利用停止等の内容及びその理由を、利用停止等をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を書面により通知します。

### （10）審査請求（第30条～第36条）

実施機関は、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求に対する決定又は不作為について審査請求があった場合は、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

### （11）適用除外（第37条）

次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用しません。

ア 基幹統計を作成するために集められた個人情報その他統計調査によって集められた

## 個人情報

イ 図書館等の施設において、一般に利用していただくために収集、整理及び保存をしている個人情報

### (12) 開示請求者等に対する情報の提供(第38条)

保有個人情報の特定に役立つ情報の提供等、開示請求等をしようとする方の利便を考慮した適切な措置を講じます。

### (13) 出資団体の責務(第39条)

市が出資その他財政上の援助を行う団体(以下「出資団体」という。)は、個人情報の保護に努めるものとします。

また、実施機関は、出資団体における個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう施策を講じます。

### (14) 苦情処理(第40条)

実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切、迅速な処理に努めます。

### (15) 運用状況の公表(第41条)

実施機関は、毎年度、この条例の運用の状況を一般に公表します。

### (16) 罰則(第43条～第48条)

職員、受託業務従事者、指定管理者、審査会委員などが、不正な利益を図る目的等により、不適切に保有個人情報を取り扱ったときは、罰則が科せられます。

## ※特定個人情報について

特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、平成28年1月から利用が開始された個人番号(いわゆる「マイナンバー」のこと。)を含む生存者の個人情報を指します。

特定個人情報は、有用性が高い反面、個人のプライバシーに重大な影響を与えうるものと認識されているため、番号利用法は特別な保護措置を定め、また各自治体の条例においても、必要な措置を取ることを求めています。

これらのことから、特定個人情報については、主に次のような特別な定めがあります。

なお、特別な定めがない部分については、一般の個人情報と同様の扱いとなります。

#### ア 取り扱いに関する特別な定め

##### ・収集の制限

番号利用法に規定する場合を除き、一切収集することができません。

##### ・利用の制限

番号利用法に規定する場合、及び条例第9条の2（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合）に規定する場合を除き、一切利用することができません。

・ 提供の制限

番号利用法に規定する場合を除き、一切提供することができません。

イ 開示請求等に関する特別な定め

特定個人情報の適正な取扱いを確認する機会を拡大する観点から、本人の委任による代理人（任意代理人を含む。）からの請求が、一般に認められます。

ウ 罰則に関する特別な定め

特定個人情報の取扱いについて一定の違法行為が認められた場合、条例における類似の刑よりも強化された番号利用法の罰則が適用されます。

## 2 個人情報保護制度の運用状況（令和5年3月31日現在）

### （1）実施機関の事務登録の状況

令和4年度末現在、実施機関の個人情報取扱事務の登録数は、756件となっています。実施機関別でみると、市長部局が688件で最も多くなっています。【表－1】

【表－1】実施機関別個人情報取扱事務の登録状況（単位：件）

市長	教育委員会	議会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	固定資産評価委員会	監査委員	計
688	45	4	13	2	2	1	1	756

### （2）開示、訂正、利用停止等の請求の状況

令和4年度の個人情報の開示請求者は53人、請求件数は63件で、保有個人情報の訂正請求者数は1人、請求件数は1件、利用停止等の請求者数は1人、請求件数は1件でした。

なお、小田原市の個人情報保護制度は、平成4年から開始し、令和4年度末現在で保有個人情報の開示請求者数は1,109人、請求件数は1,339件で、訂正請求の請求者数は3人、請求件数は3件です。利用停止等の請求者数は2人、請求件数は4件です。【表－2】

【表－2】開示、訂正、利用停止等の請求者数及び請求件数の内訳（ ）は特定個人情報分の内数

区分		H4～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
開示請求	請求者数（人）	811	84(0)	89(0)	40(0)	32(0)	53(0)	1,109(0)
	請求件数（件）	996	90(0)	110(0)	44(0)	36(0)	63(0)	1,339(0)
訂正請求	請求者数（人）	2	0	0	0	0	1	3
	請求件数（件）	2	0	0	0	0	1	3
利用停止等請求	請求者数（人）	0	0	0	0	1	1	2
	請求件数（件）	0	0	0	0	3	1	4

※ 令和2年度より、小田原市立病院の診療情報は、市立病院の定める指針に基づく開示申出手続きによることとしています。



令和4年度に保有個人情報の開示請求のあった63件を実施機関別にみると、市長が58件、教育委員会が2件、農業委員会が1件、病院事業管理者が2件となっています。

【表-3A】

【表-3A】開示請求の実施機関別内訳（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分	H4~29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市 長	881	88(0)	103(0)	39(0)	35(0)	58(0)	1,204(0)
教 育 委 員 会	96	1(0)	5(0)	3(0)	0	2(0)	107(0)
議 会	2	0	0	1(0)	1(0)	0	4(0)
選 挙 管 理 委 員 会	1	0	0	0	0	0	1
公 平 委 員 会	1	0	0	0	0	0	1
農 業 委 員 会	8	1(0)	2(0)	1(0)	0	1(0)	13(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	7	0	0	0	0	0	7(0)
病院事業管理者	—	—	—	—	0	2(0)	2(0)
計	996	90(0)	110(0)	44(0)	36(0)	63(0)	1,339(0)

訂正請求の実施機関別内訳は【表-3B】のとおりです。

【表-3B】訂正請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4~29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市 長	0	0	0	0	0	1	1
教 育 委 員 会	2	0	0	0	0	0	2
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	—	—	—	0	0
計	2	0	0	0	0	1	3

利用停止等請求の実施機関別内訳は【表－３Ｃ】のとおりです。

【表－３Ｃ】利用停止等請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市長	0	0	0	0	3	1	4
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	—	—	—	0	0
計	0	0	0	0	3	1	4

### (3) 開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況

開示請求63件の処理状況は、開示が33件、一部開示が20件、不開示(不存在を含む。)が7件、取下げが3件でした。【表－４】

【表－４】開示請求の処理状況（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分	H4～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計	構成比 (%)	
処理区分	開示	620	49(0)	56(0)	27(0)	20(0)	33(0)	805(0)	60.1
	一部開示	216	27(0)	28(0)	14(0)	11(0)	20(0)	316(0)	23.6
	不開示(不存在を含む。)	144	12(0)	25(0)	2(0)	5(0)	7(0)	195(0)	14.5
	却下	5	0	0	0	0	0	5	0.4
	存否応答拒否	1	0	0	0	0	0	1	0.1
請求の取下げ	10	2	1	1	0	3	17	1.3	
計	996	90(0)	110(0)	44(0)	36(0)	63(0)	1,339(0)	100	

訂正請求の処理状況は【表－５】のとおりです。

【表－５】訂正請求の処理状況（単位：件）

区 分	H4～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
処理区分	訂正	0	0	0	0	0	1
	不訂正	2	0	0	0	0	2
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	0	0	1

停止請求の処理状況は【表－6】のとおりです。

【表－6】停止請求の処理状況（単位：件）

区 分	H4～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計	
処理区分	停止	0	0	0	0	2	0	2
	不停止	0	0	0	0	1	1	2
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	3	1	4	

一部開示の決定をした不開示理由を条例第17条の「不開示情報」別にみると、本人の生命等を害する情報（第1号）該当が1件、他の個人に関する情報（第2号）該当が14件、法人等に関する情報（第3号）該当が7件となっています。 【表－7】

【表－7】不開示（一部開示を含む）情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本人の生命等を害する情報 （第1号）	0	0	0	0	0	1
他の個人に関する情報 （第2号）	8	5	11	8	7	14
法人等に関する情報 （第3号）	26	24	20	9	5	7
指導、診断、評価、選考等に関する情報 （第4号）	0	0	0	0	0	0
審議、検討、協議、調査研究に関する情報 （第5号）	0	0	0	0	0	0
事務事業の執行に関する情報 （第6号）	0	0	2	0	0	0
法令秘情報 （第7号）	0	0	0	0	0	0
計	34	29	33	17	12	22

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和4年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－8】のとおりです。

【表－8】令和4年度 主な保有個人情報の開示の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	不開示理由
名寄帳	資産税課	開示	/
家屋見取図調査書			
税の収納状況			
住民票写し等請求書	市税総務課	一部開示	当該本人以外の個人に関する情報であることや、印影偽造防止のため
火災調査書	戸籍住民課		
主治医意見書	消防総務課		
	高齢介護課		

#### (4) 請求拒否処分に対する審査請求

令和4年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、2件ありました。

なお、平成4年の条例制定から令和4年度末までの間に14件の審査請求があり、小田原市個人情報保護審査会から、取下げ1件を除く11件の事案について答申が出されています。実施機関では10件について答申どおりの決定をし、1件には答申と相違する決定をしています。【表-9A】【表-9B】

【表-9A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市個人情報保護審査会				決定件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	14件	14件	11件	2件	1件	11件

※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。

【表-9B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問番号	異議申立て事案	実施機関	年月日		審査会内容 答申内容	異議申立てに対する決定
			申立	決定		
1	指導要録記載中の欠席理由不訂正の件	教育委員会	申立	H4. 6. 18	教育委員会の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H4. 7. 17		
			答申	H5. 12. 2		
			決定	H6. 1. 20		
2	職員会議録記載内容一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 7. 31	一部を除いて開示が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H4. 8. 5		
			答申	H7. 1. 5		
			決定	H7. 4. 25		
3	平成元年5月1日、平成2年3月初めころの打ち合わせ記録不存在の件	教育委員会	申立	H4. 9. 11	教育委員会の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H4. 9. 24		
			答申	H8. 1. 9		
			決定	H8. 1. 30		
4	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 10. 27	開示が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H4. 11. 13		
			答申	H7. 9. 18		
			決定	H7. 10. 25		
5	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H5. 5. 10	開示が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H5. 5. 19		
			答申	H6. 10. 28		
			決定	H7. 4. 25		
6	福祉関係の一部開示の件	市長	申立	H5. 8. 3		
			諮問	H5. 8. 12		
			取下	H5. 12. 17		
7	指導要録所見欄不訂正の件	教育委員会	申立	H9. 7. 1	一部を除いて削除が妥当	答申と相違 (棄却)
			諮問	H9. 7. 16		
			答申	H10. 12. 24		
			決定	H13. 12. 19		

諮問 番号	異議申立て事案	実施機関	年月日		審査会 の 答申 内容	異議申立てに 対する決定
			申立	年月日		
8	教諭3名に対する事情聴 取記録不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	教育委員会の処分 は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
9	教育委員会協議会記録 不開示の件	教育委員会	申立	H11. 5. 6	一部を除いて開示 が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H11. 5. 18		
			答申	H12. 7. 28		
			決定	H12. 8. 29		
10	戸籍謄・抄本等請求書 一部開示の件	市長	申立	H18. 6. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H18. 6. 30		
			答申	H18. 12. 25		
			決定	H18. 12. 27		
11	戸籍謄・抄本等請求書 一部開示の件	市長	申立	H18. 7. 18	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 1. 11		
			答申	H19. 3. 29		
			決定	H19. 3. 30		
12	住民票写し等請求書 一部開示の件	市長	申立	H19. 10. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 11. 8		
			答申	H20. 5. 12		
			決定	H20. 5. 15		
13	福祉関係記録等一部開示 の件	市長	申立	R4. 8. 29		
			諮問	R4. 11. 15		
			答申			
			決定			
14	福祉関係記録等一部開示 の件	市長	申立	R4. 10. 31		
			諮問	R5. 3. 16		
			答申			
			決定			

#### (5) 個人情報保護審査会の状況

令和4年度は、諮問第13号及び第14号の事案についての審議を行いました。個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。【表-10A】【表-10B】

【表-10A】個人情報保護審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
13	R4. 12. 1	諮問第13号「本人に係る個人情報の第三者へ提供及び第三者からの取得情報の一部開示決定の件」の事案の審議
	R5. 1. 19	審査請求人による意見陳述及び実施機関への聴き取り及び事案の審議
	R5. 3. 28	事案の審議
14	R5. 3. 28	諮問第14号「本人に係る個人情報の第三者へ提供及び第三者からの取得情報の一部開示決定の件」の事案の審議

【表－１０Ｂ】個人情報保護審査会委員（令和５年３月３１日現在）

氏名	職業	役職名	その他
林 良 英	小田原市社会福祉協議会常務理事	会長	１期目（令和３年４月１日～）
三川 真由美	弁護士	会長職務代理者	７期目（平成１９年４月１日～）
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	２期目（平成２９年４月１日～）
塩原 真理子	東海大学法学部准教授	委員	６期目（平成２１年４月１日～）
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	１期目（平成３１年４月１日～）

（６）個人情報保護運営審議会の状況

令和４年度中、審議会には、取扱いに関する諮問事案が４件あり、全て承認されました。

【表－１１Ａ】【表－１１Ｂ】

【表－１１Ａ】個人情報保護運営審議会開催状況

開催日	所管課	事務名	諮問事案	結論
R4. 7. 19	総務課	（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて	個人情報保護制度に係る重要事項	継続
R4. 8. 18	障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者相談支援事業に係るオンライン結合	承認
	総務課	（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて	個人情報保護制度に係る重要事項	承認
R5. 3. 24	鴨宮中学校	学校徴収金集金業務	学校徴収金集金業務に係るオンライン結合	承認
	教育総務課			承認

【表－１１Ｂ】個人情報保護運営審議会委員（令和５年３月３１日現在）

氏名	選出区分	備考
小室 充孝	学識経験者	弁護士
本田 耕一	学識経験者	関東学院大学法学部教授
成本 喜代子	学識経験者	人権擁護委員
川口 博三	市民代表	小田原市自治会総連合副会長
前田 江美	市民代表	公募による市民委員
石塚 勝巳	市民代表	公募による市民委員
須藤 智	市民代表	公募による市民委員
瀬戸 一春	市民代表	公募による市民委員

資

料

# 1 情報公開審査会の答申



情審第6号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)1月24日付け事業第219号で諮問(諮問第30号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年8月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「平成30年1月10日に、小田原競輪開催執務委員長が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会から受領した、F I ジャパンカップ共催費 100,000 円の処理状況がわかる文書」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年9月7日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行ったため、本市には当該処理に係る公文書は存在しない。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年9月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年11月7日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年11月22日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年11月24日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月24日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 小田原競輪開催執務委員長（以下「執務委員長」という。）は、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づき、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という。）へ平成25年度から毎年度10万円の分担金を支出してきた。そして、平成30年1月10日に、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を受領し領収書を発行している。つまり、この10万円は小田原市の財産ということである。
- (2) 処分庁の回答は、「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行った。」となっているが、当時の広告宣伝関係業務受託業者（以下「受託業者」という。）が、この10万円を処理したとするのであれば、その前に小田原市の財産である10万円が、何らかの形で受託業者へ引き継がれたことを示す書類が存在するはずであって、公文書不存在という決定は誤りである。
- (3) F I 協議会規則には「F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し、1開催10万円を協賛金として支出する。」とされているだけで、その用途が限定されているものではなく、「ファンサービス等に要するため」との主張は当たらない。
- (4) 公金である10万円を引き渡したのであれば、相手に領収書を提出させるのは当然であって、「書類のやりとりがなかった。」ということはある得ない。さらに、「その受託業者がファンサービス用の品物の作成に充てていた。」ことを確認しているのであれば、受託業者が10万円をどのように処理したか、何にいくら使ったのかを承知しているということであり、その確認に至った文書等が存在するはずである。
- (5) 書類が存在しないということは、①10万円は本当に執務委員長から受託業者に引き渡されたのか、②受託業者は本当にファンサービス用の品物の作成に充てていたのか、という疑いを抱かれても仕方のない内容である。
- (6) 10万円を、執務委員長が、F I 協議会から、現金か振込か、いかなる形で受領したかは不明であるが、受領している以上、一旦はこの10万円が小田原市の管理

下にあったことは明らかである。

- (7) 小田原市の管理下にある 10 万円を受託業者が処理するためには、執務委員長から受託業者へその管理を移す根拠となる文書が存在するはずである。あり得ないことだが、何らの文書もなく管理を移したとしても、受託業者が処理した結果を示す文書、つまり、その 10 万円をどのような使途で「処理」したのかを示す文書は存在するはずである。
- (8) いずれの文書も存在しないとしたら、受託業者が処理を行ったことを証する書類は存在しないこととなり、本当に「処理」したのかが疑われることとなってしまう。
- (9) 疑念を払拭するためには、小田原市の財産が適切に処理されたことを示す文書の公開が必要である。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書、審査庁提出の諮問理由書及び令和 4 年 5 月 9 日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 請求人の指す「ジャパンカップ共催費」とは、F I ジャパンカップを開催する競輪場に対し、F I 協議会からファンサービス等に用するため、支給されるものである。
- 2 平成 30 年 1 月 10 日に F I 協議会から支給された共催費は、現金で受領後、受託業者に、そのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てていた。
- 3 その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、請求人の求める書類は存在していない。
- 4 以上の経過から、請求人の求める書類は存在しない。
- 5 共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識している。
- 6 なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、小田原競輪開催業務等包括委託業務を受託している業者に直接支給されるよう、手続方法を改めている。また、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結

んだ上で、執行する予定である。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、審査庁提出の諮問理由書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、実施機関が現金を収入処理した後、実施機関が支出処理をした状況等を示す文書と考えられる。

具体的には、執務委員長が、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を平成30年1月10日に受領し、F I 協議会に領収書を発行した状況までが収入処理と考えられ、執務委員長が受託業者に当該10万円を支払った後、受託業者がどのように使用したのかを執務委員長に報告するまでが支出処理と考えることができ、当該支出処理に係る文書が、本件請求に係る本件文書であると判断できる。

地方自治法及び小田原市財務規則には「支出の方法」や「支出負担行為」等の手続が規定されており、同規則第61条の2には、「支出命令権者は、支出をしようとするときは、支出負担行為との適合、所属年度、債権者の氏名及び印鑑の正誤並びに支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査した上、支出命令票を作成し、会計管理者に支出命令を発しなければならない。」と規定されている。これらの規定に基づけば、本件文書は、事務処理上、作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

### 2 本件文書に係る事務処理について

実施機関は、提出した弁明書において、平成30年1月10日にF I 協議会から支給された共催費10万円については、現金で受領後、受託業者にそのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てており、その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、本件文書は存在しないと主張している。

なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、受託業者に直接支給されるよう、手続方法を改めていると主張している。

これらのことについて、当審査会で、令和4年5月9日に実施機関への聴き取り調査を実施したところ、次のとおり説明があった。

- (1) F I ジャパンカップの開催は2年に1度であり、F I 協議会からの共催費も同様に支給される。
- (2) 事務処理に関しては、本件請求に係る平成29年度は、現金で受領後、受託業者に書面のやり取りもなく、そのまま引渡した。
- (3) 令和元年度については、現金で受領したが、使用しなかったため競輪事業特別会計の事業収入とした。
- (4) 令和元年度の事務処理について、行政監察に係る部署から、現金管理に係る不適正な執行を是正するよう指摘されたことから、令和3年度については、F I 協議会から受託業者に直接支給した。
- (5) 今後は、F I 協議会からの共催費は、実施機関の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

### 3 本件文書の存否について

当審査会では、上記1で述べたとおり、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

しかしながら、上記2で述べたとおり、実施機関は、本件請求に係る平成29年度の事務処理については文書を作成せずに、受託業者に現金を直接引き渡す処理をしたとしている。また、令和元年度には、不適正な事務処理の是正の指摘を受けたとしている。

当審査会では、当該指摘において、過去の収支記録が残されていないと記述されていることを確認したところであり、このことは、不適正な事務処理の故に、事務処理上の文書が存在しないことを証するものと理解できる。

また、実施機関は、共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識をしてきたと主張しており、このような認識があったことも踏まえると、事務執行の実態及びそれを前提とした実施機関の説明に、不自然な点は認められず、他に本件文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適正な事務処理について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、適正な財務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年1月24日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

情審第7号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)1月27日付け総第111号で諮問(諮問第31号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。



## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において公開をしないとした部分（ただし、実施機関が、令和4年6月30日付で、本件処分を変更して公開とするとした部分は除く。）については、別表に示す「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月27日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月の市長の日程表」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものである。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年11月11日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」とし、公開をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。また、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
  - (3) 条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年11月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月17日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月23日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人から反論書の提出は無かった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月27日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書及び令和4年2月14日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の相手との議論の内容が非公開とされる余地はあるかと思うが、非公開は極めて限定的、抑制的であるべきである。
- (2) 今回に関しては、条例の制定趣旨や条文の趣旨を極めて恣意的に解釈し、逸脱しているとしか考えられない。
- (3) 情報公開制度は、公務員の「職務の遂行に関する情報」については、「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容」の公開を義務付けている。中でも「職務遂行の内容」については例外を認めていない。小田原市の条例も全く同様である。
- (4) 未成熟な案件に係る関係者との面会のため、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるためとあるが、議論の内容などを聞いている訳ではないため、当てはまらないと考える。
- (5) 10月26日に、特定の法人名及び役員氏名が記載され、案件は挨拶とあり、個人名が明確に記載されているが、黒塗りにされている個人名、法人名との違いは何なのか、丁寧な説明が求められる。

#### 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関

の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載されている相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報のうち、個人に関する情報は、特定の個人が識別できる、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるおそれがあるものであり、相手方が公にすることを希望されていない案件もある。
- 2 法人に関する情報は、事業提案等に係る案件であり、公開することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものである。
- 3 審議等に関する情報は、未成熟な案件に関わるものであり、公開することにより、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるものである。

## **第7 諮問後の本件処分の変更**

実施機関は、本件処分において公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由が無くなったとして、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して、その一部を公開とすることとした。

## **第8 審査会の判断**

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、令和4年2月14日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とすることとした部分については審議の対象外とする。

### **1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア及び第3号の解釈**

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

#### **(1) 条例第8条第1号について**

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定

している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

## (2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

## (3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性

について検討していく。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものであり、本件処分は、公開をしない部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」としている。

(1) 条例第8条第1号の該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の部分について、案件に関する情報は、市長の職務としてとらえることができるが、相手方の所属、職及び氏名は、個人に関する情報である。

したがって、相手方の個人に関する情報については、「慣例として公にされ、または公にすることが予定されているもの」や「公務員等であるもの」を除いては、第1号に該当するものと認められる。

(2) 条例第8条第2号アの該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の案件に関する情報については、当該案件の内容を具体的に説明するようなものは確認できなかった。

したがって、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にしたとしても、法人の権利利益を害するおそれが生ずるものとは認められない。

ただし、この法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名は、法人に関する情報であると同時に、法人の構成員としての個人に関する情報でもあることから、慣例として公にされている法人の代表者の職及び氏名を除いては、第1号の個人に関する情報に該当すると認められる。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものであるが、案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなものは確認できなかった。

したがって、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にされたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第8条第4号イの解釈及び該当性について

当審査会が職権で検討するに、条例第8条第4号は「市が行う事業又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、具体的に同号イにおいて「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを規定する。

「市の財産上の利益を不当に害するおそれ」とは、市が一方の当事者となる契約や交渉等において、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものをいうものである。

当審査会が本件文書を見分し、また実施機関に聴き取りをしたところ、市長の日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた。これを公にすることは、市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。そのため、当該情報は、条例第8条第4号イに該当するものと認められる。

(5) 本件文書における市長の日程表の件名欄以外の部分について

本件文書には、市長の日程表の件名欄以外に、件名に係る時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄があるが、これらの欄は、単に件名に係る時刻、場所、市長や副市長の出席を印で示す出席区分で、その他には、職務に関する情報が記載されているのみである。

また、これらの欄の情報と照合することにより、件名欄に記載されている相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない。

したがって、時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については、上記(1)から(3)に示す公開をしないとした理由である条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年1月27日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年2月14日	審査請求人から提出された意見書を収受
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討



**【別表】**

項番	日にち	日程表上の番号	公開をしないことが妥当な部分
2	10月4日(月)	15	件名欄内で条例第8条第4号イに該当する部分
4	10月7日(木)	7	件名欄内で条例第8条第1号に該当する部分
9	10月18日(月)	9	同上
12	10月22日(金)	12	同上
15	同上	18	同上

情審第8号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)2月18日付け総第122号で諮問(諮問第32号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において公開をしないとした部分（ただし、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とするとした部分は除く。）については、別表に示す「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年11月22日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月の市長の日程表」（以下「本件文書1」という。）及び「令和3年10月の市長及び同伴者の旅行命令申請」（以下「本件文書2」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書1は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄で構成されている表形式のものである。

また、本件文書2の旅行命令申請には、所属、氏名、日程、出張理由、出張先等が記載されている。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年12月7日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件等に関する情報」とし、公開をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。また、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
  - (3) 条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年1月13日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年1月27日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年1月31日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和4年2月17日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年2月18日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の相手との議論の内容が非公開とされる余地はあるかと思うが、非公開は極めて限定的、抑制的であるべきである。
- (2) 今回に関しては、条例の制定趣旨や条文の趣旨を極めて恣意的に解釈し、逸脱しているとしか考えられない。
- (3) 情報公開制度は、公務員の「職務の遂行に関する情報」については、「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容」の公開を義務付けている。中でも「職務遂行の内容」については例外を認めていない。小田原市の条例も全く同様である。
- (4) 未成熟な案件に係る関係者との面会のため、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるためとあるが、議論の内容などを聞いている訳ではないため、あてはまらないと考える。
- (5) 10月26日に、特定の法人名及び役員氏名が記載され、案件は挨拶とあり、個人名が明確に記載されているが、黒塗りにされている個人名、法人名との違いは

何なのか、丁寧な説明が求められる。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書1及び本件文書2に記載されている相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報のうち、個人に関する情報は、特定の個人が識別できる、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるおそれがあるものであり、相手方が公にすることを希望されていない案件もある。
- 2 法人に関する情報は、事業提案等に係る案件であり、公開することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものである。
- 3 審議等に関する情報は、未成熟な案件に関わるものであり、公開することにより、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるものである。

## 第7 諮問後の本件処分の変更

実施機関は、本件処分において公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由が無くなったとして、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して、本件文書1については、その一部を公開とすることとし、本件文書2については、全部を公開することとした。

## 第8 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とするとした部分（本件文書1は公開した部分、本件文書2は全部）については審議の対象外とする。

- 1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア及び第3号の解釈  
実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識

を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

(2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な

可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

### (3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定め

ており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書1のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書1は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものであり、本件処分は、公開をしない部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」としている。

#### (1) 条例第8条第1号の該当性について

本件文書1における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の部分について、案件に関する情報は、市長の職務としてとらえることができるが、相手方の所属、職及び氏名は、個人に関する情報である。

したがって、相手方の個人に関する情報については、「慣例として公にされ、または公にすることが予定されているもの」や「公務員等であるもの」を除いては、第1号に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第8条第2号アの該当性について

本件文書1における市長の日程表の件名欄には、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなのは確認できなかった。

したがって、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にしたとしても、法人の権利利益を害するおそれが生ずるものとは認められない。

ただし、この法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名は、法人に関する情報であると同時に、法人の構成員としての個人に関する情報でもあることから、慣例として公にされている法人の代表者の職及び氏名を除いては、第1号の個人に関する情報に該当すると認められる。



(3) 条例第8条第3号の該当性について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件文書1における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものであるが、案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなものは確認できなかった。

したがって、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にされたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第8条第4号イの該当性について

当審査会が職権で検討するに、条例第8条第4号は「市が行う事業又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、具体的には同号イにおいて「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを規定する。

「市の財産上の利益を不当に害するおそれ」とは、市が一方の当事者となる契約や交渉等において、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものをいうものである。

当審査会が本件文書を見分し、また実施機関に聴き取りをしたところ、市長の日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた。そのため、当該情報は、条例第8号第4号イに該当するものと認められる。

(5) 本件文書1における市長の日程表の件名欄以外の部分について

本件文書1には、市長の日程表の件名欄以外に、件名に係る時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄があるが、これらの欄は、単に件名に係る時刻、場所、市長や副市長の出席を印で示す出席区分で、その他には、職務に関する情報が記載されているのみである。

また、これらの欄の情報と照合することにより、件名欄に記載されている相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない。

したがって、時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については、上記

(1)から(3)に示す公開をしないとした理由である条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年2月18日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

**【別表】**

項番	日にち	日程表上の番号	公開をしないことが妥当な部分
2	10月4日(月)	15	件名欄内で条例第8条第4号イに該当する部分
4	10月7日(木)	7	件名欄内で条例第8条第1号に該当する部分
9	10月18日(月)	9	同上
12	10月22日(金)	12	同上
15	同上	18	同上

情審第9号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)2月28日付け事業第264号で諮問(諮問第33号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月12日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「第51回F I ジャパンカップ開催に際し、小田原市が「小田原競輪開催業務等包括委託」契約を締結する事業者に対して補填しなければならない内容がわかる書類」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年10月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「公開請求に係る事実が存在しないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年10月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月2日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は、審査請求人に対し、審査請求の趣旨及び理由に係る事実確認について照会した。
- 6 審査請求人は、審査庁側で事実確認を実施するよう回答した。
- 7 審査庁は当審査会に対し、令和4年2月28日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、支払事務処理に係る公文書の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求日は不詳であるが、「小田原競輪開催業務等包括委託」契約（以下「当該委託契約」という。）を締結する事業者（以下「受託事業者」という。）が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という）に対して、「第51回F I ジャパンカップ開催に係る共催金」として10万円を請求し、2021年6月30日までの振込を求めているという事実がある。また、その請求書の中に「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述がある。
- (2) 受託事業者から請求を受けた経緯をF I 協議会事務局へ問い合わせたところ「受託事業者に協賛金を支払うよう実施機関から依頼があったため、そのように対応した。」との説明があった。
- (3) 実施機関がF I 協議会に対し、自ら受け取るべき協賛金10万円を受託事業者へ、支払うよう依頼したこと、受託事業者からF I 協議会への請求書に補填の記述があることを踏まえると、実施機関が受託事業者に対して補填をしなければならぬ何らかの事情があり、F I 協議会からの10万円を充てたものと考えられる。
- (4) 補填という言葉を使っていることからすると、①実施機関から受託している業務の中でF I ジャパンカップ用のオリジナルクオカードを作成することになっていた、②何らかの事情によりその費用が不足することとなったため一部補填する必要が生じたが、契約を変更せず、実施機関の債権であるF I 協議会からの10万円を当該委託業者に受領させ、補填分に充てることとした、ということがあったとしか考えられない。
- (5) 実施機関は、受託事業者との契約において、何らかを補填するとの取り決めはないため、公開請求に係る事実が存在しないと弁明している。しかし、実施機関が受領すべき10万円を受託事業者が受け取るのであるから、当然実施機関の了承のもとに行われたものであり、「公開請求に係る事実が存在しない。」はずはな

いと考える。仮に事実が存在しないとすると、受託事業者は虚偽の内容を記載してF I 協議会への請求を行ったということになる。

- (6) 実施機関へ収入処理されるべき 10 万円が、実施機関の依頼によってF I 協議会から受託事業者へ支払われたということは、実施機関から受託事業者への 10 万円の支払いをF I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。また、その文書の内容は、請求書に記載されている「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものであるはずである。もし文書が存在しないとしたら、依頼の根拠が存在しないことになってしまう。
- (7) 文書が存在した場合でも、その内容が「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものでないとしたら、受託事業者が、虚偽の内容を以て 10 万円の請求を行ったことになってしまう。
- (8) そもそも、なぜ処理方法を変えて「支払いを依頼」しなければならなかったのか、委託契約に基づく委託料の他に、10 万円を追加で支払うことが本当に必要だったのか、その必然性が全く不明である。本事務の適正性を示すためには、実施機関と受託事業者との間で交わされた文書の公開が欠かせない。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和 4 年 5 月 9 日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 受託事業者は、実施機関と締結している当該委託契約の中でファンサービス品の調達業務を行っているが、当該委託契約において、実施機関が当該受託事業者に対して、何らかを補填するとの取り決めはない。
- 2 契約上「補填」とする単語に類似した条項として「損害賠償」に関する取り決めはあるが、発注者である実施機関が関係法令又は当該委託契約に違反したことによる契約解除に伴う受注者の損害に関する賠償に限定されるものである。また、「リスク分担」に関する取り決めもあるが、経費に関し、物価の変動、金利の変動、発注者の行政運用上の都合以外による運営費の増大は、受注者が負担することになっており、調達業務において、実施機関がリスク負担すべき該当事項はない。
- 3 F I 協議会への協賛金の請求は、当該委託業者の業務の範囲で行っており、請求手続自体をF I 協議会に対し直接行っていることから、いかなる項目の記載により

請求が行われたか、処分庁としては把握をしていない。

- 4 現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、実施機関を經由せず、受託事業者に直接支給される方法で行っているが、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託事業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「第51回 F1 ジャパンカップ開催に際し、小田原市が受託事業者に対して補填しなければならない内容が分かる書類」と表現している。その後、実施機関から、当該委託契約書において、補填についての取り決めはなく、また、共催費の請求は受託事業者が F1 協議会に対して直接行ったものであるという弁明がなされた。

それを受けて、審査請求人は、「実施機関から受託事業者への10万円の支払いを F I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。」という意見を述べている。

当該意見を前提とすると、審査請求人は対象文書を補填の根拠を示す文書に限定しておらず、当該事業者が受領した共催金の支払いの根拠となる文書の公開を求めていると考えられる。

### 2 本件請求の前提となる請求書及び事務処理について

本件請求の前提となる請求書については、実施機関は受託事業者が直接 F I 協議会に請求したものであるため把握していないとのことであるが、審査請求人が入手したのものとして、当審査会に請求書の写しが提出されている。

当該請求書には、宛先が F I 協議会で、送り主に受託事業者名の記載があり、品名欄には、たしかに、「F I ジャパンカップ開催に係る共済金、オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述があるが、請求日が空欄であり、また受託



事業者の押印が無い場合、実物の請求書の写しであるかは確認ができない。

しかし、受託事業者が、F I 協議会に共催金を直接請求する手続自体は、実施機関も認めるところであり、また振込先として記載されている口座は、実施機関が把握している受託事業者の口座と一致しているとのことなので、実物の請求書の写しであると推察される。

その上で実施機関に、事務処理の実状等について聴き取り調査したところ、実施機関は、請求書にある補填の記述については、関知していないとのことであった。

また、当審査会では、実施機関から、受託業者と締結した当該委託契約書の提出を受けて調査をしたが、補填に関する記載はなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対して、F I 協議会から支給される共催費を元にして、クオカードを作成するよう口頭で依頼したこと、現金管理の観点から、実施機関を経由せずに、F I 協議会から受託事業者に共催費が直接支給される手続としたこと及び受託事業者が直接F I 協議会に共催費を請求する状況があることは認めている。

### 3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査及び当該委託契約書の調査を行ったが、実施機関が受託事業者に補填しなければならない事情は確認できなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対してクオカードの作成及びその費用としてF I 協議会から支給される共催費を充てるとの口頭で依頼したと説明し、そのための事務処理の経緯については文書を作成していないと主張している。

この点については、実施機関から聴き取ったところによれば、平成 29 年度においても同様に、当時の「宣伝・広告・ファンサービス一括委託業務」における受託事業者に対して、口頭でクオカードの作成依頼をして、現金を直接引き渡す事務処理をしており、当該経緯についても事務処理上の文書が存在しないとの説明を受けた。

したがって、現金の授受の有無にもかかわらず、これらの事務処理上の経緯が文書として残されていない状況は、不適切であったと言わざるを得ない。しかし、このような事務執行の実態を前提とすると、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他に対象文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適切な文書事務について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、実施機関と受託事業者との事務処理上の経緯は、本来であれば文書として残されるものであると考えるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、今後は適正な事務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年2月28日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 10 号

令和 4 年（2022 年）10 月 19 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 4 年（2022 年）3 月 17 日付け総第 137 号で諮問（諮問第 34 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

当該審査請求事案については、小田原市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月13日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を令和4年6月30日付けで「公文書を全部公開する」旨の決定に変更したことで、審査請求の利益は失われたと認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年12月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月18日の市長及び同伴者の旅行命令申請」（以下「本件文書」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

なお、本件文書の旅行命令申請には、所属、氏名、日程、出張理由、出張先等が記載されている。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年1月13日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしない部分の概要を「出張理由及び出張先に関する情報」とし、公開をしない理由を条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議又は調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるためとした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年2月9日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年2月25日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年3月2日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和4年3月14日付けで反論書を提出した。

5 審査庁は当審査会に対し、令和4年3月17日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る情報は、条例第8条第3号に該当するものではないので、本件処分は、情報公開義務を規定する柱書に違反しており、違法である。

(2) 本件処分により、審査請求人は、市民としての知る権利を侵害されている。

(3) 本件処分の決定通知書における「公開をしない理由」の記載内容は、単に条文の「抜き書き」をしただけであり、「適用する根拠」を読み取ることが全くできないため、実施機関に義務付けられている「理由付記」を全く欠いた違法な処分である。

(4) 条例は、第1条で「市の諸活動を市民に説明する責務」を全うすることを制定の目的に定めている。また、第8条第1号は、公務員の「職務に関する情報」については、個人情報であっても「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は原則公開すべきものと定めて、行政過程の透明性を追求している。

(5) 本件文書の情報が、仮に「検討、協議又は調査研究に関する情報」の範疇に入るとしても、「出張先」や「出張理由」のような「外形的事実」の公開が、市の意思決定過程を不当に阻害する要因と評価されるべき理由はないので、条例第8条第3号には該当しない。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 当該出張は、未成熟な案件について意見交換をするためのものであり、これを公開することは、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがある。

2 当該出張理由は、国が募集する事業の提案に係るものであり、現在、国において提案内容の審査中であることから非公開と判断したものである。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和4年5月9日実施の実施機関の職員への質疑並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し審議した。

しかしながら、実施機関は、本件処分について、令和4年6月30日付けで「情報を秘匿する必要がなくなったため、本件文書を公開する」旨の決定に変更した。

したがって、本件処分の取り消しを求める審査請求の利益は失われたと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年3月17日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関の職員への質疑及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

## 2 個人情報保護運営審議会の答申

令和4年(2022年)8月24日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市個人情報保護運営審議会  
会 長 小室 充孝

個人情報の取扱いについて(答申)

令和4年(2022年)7月8日付け総第33号で諮問された事案及び同年8月8日付け総第46号で諮問された事案について、当審議会は、次のとおり答申します。

**1 令和4年(2022年)7月8日付け総第33号で諮問された事案**

「個人情報保護法の改正に伴う(仮称)小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて(総務課)」

答申内容: 諮問された事案は、これを適当と認めます。

**2 令和4年(2022年)8月8日付け総第46号で諮問された事案**

「障がい者相談支援事業(障がい福祉課)」

答申内容: 諮問された事案は、次の条件に対応することを前提に、これを適当と認めます。

条 件 1 : 当該委託業者で取扱う個人情報に関して、委託先での管理方法や帰属等を把握整理すること。

条 件 2 : 当該委託事業に関して、個人情報取扱事務登録簿の作成の必要性を確認すること。

※各条件に関して、対応した事項等を当審議会に報告すること。

(事務担当:総務課情報統計係 288)



個人情報審議第5号

令和5年(2023年)3月31日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市個人情報保護運営審議会  
会 長 小室 充孝

個人情報の取扱いについて(答申)

令和5年(2023年)3月13日付けで諮問された事案について、当審議会は次のとおり答申します。

諮問事案：学校徴収金に係る徴収業務(教育総務課)

答申内容：諮問された事案は、これを適当と認めます。

(事務担当：総務課情報統計係 288)

### 3 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況（全件）

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年4月3日	・酒気帯び運転の確認の方法について定めた文書 ・酒気帯び運転の有無についての確認記録	資産経営課	市長	公開	
令和4年4月4日	会議事録	議会総務課	議会	一部公開	1 4
令和4年4月5日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月5日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和4年4月5日	道路復元同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年4月10日	特定の課の支払いに関する文書	事業課	市長	不存在	
令和4年4月11日	令和3年度 曾我大沢字大畑地内災害復旧工事 金入り:本工事内訳書 内訳書 一位単価表	農政課	市長	公開	
令和4年4月21日	木造住宅耐震改修費診断書	建築指導課	市長	非公開	1
令和4年4月25日	位置指定道路図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月25日	位置指定道路図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月26日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月2日	現況図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月11日	小田原市畜場の火葬炉利用における時間帯毎の受け入れ件数ならびに業者名	環境保護課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年5月16日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	不存在	
令和4年5月16日	決算特別委員会画像データ	議会総務課	議会	公開	
令和4年5月16日	会議録	議会総務課	議会	公開	
令和4年5月17日	①市道路線に係る路線名、延長・幅員、供用開始日が把握できるもの ②位置図と平面図	土木管理課	市長	公開	
令和4年5月19日	1 令和4年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付申請に転出した、『AI・RPA活用による住民移動手続きのスマート課による住民サービスの向上』の採択を受けた、実施計画関連資料 2 令和4年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付申請に提出した、『小田原市デジタルミュージアム創設事業』の採択を受けた、実施計画等関連資料	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	3
令和4年5月23日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月23日	有害鳥獣対策に係る予算についての書類	環境保護課	市長	取下げ	
令和4年5月23日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事に関する文書	道路整備課	市長	公開	
令和4年5月23日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事の入札に関する文書	契約検査課	市長	公開	
令和4年5月24日	固定資産標準宅地の評価替えに係る文書	資産税課	市長	一部公開	1 2 4
令和4年5月26日	下水道専用許可書の図面及び工事内容を示した書類一式	土木管理課	市長	一部公開	1
令和4年6月2日	イノベーションラボの利用日数及び利用人数	未来創造・若者課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度小竹字神福尻地内用排水路災害復旧工事 R4.3.25開札 令和3年度曾我大沢字大畑地内災害復旧工事 R4.3.10開札 上記工事積算の【本工事内訳・種目別内訳・科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表】までの入札時の積算するために必要な単価入り設計書	農政課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度国府津駅前広場ほか照明灯等設置工事における金額入り設計書一式	道路整備課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度小田原駅東西自由連絡通路照明灯更新工事における金額入り設計書一式	道路整備課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度石橋水源地自家発電設備更新工事における金額入り設計書一式	浄水管理課	市長	公開	
令和4年6月3日	令和3年度公共下水道テレビカメラ調査業務委託金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和4年6月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年6月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和4年6月6日	土地境界確定請求事件に係る呼出状及び答弁書、催告状	土木管理課	市長	一部公開	1 2
令和4年6月8日	道路事前相談申請書線形図	建築指導課	市長	公開	
令和4年6月9日	小田原市畜場の火葬炉利用における時間帯毎の受け入れ件数ならびに業者名	環境保護課	市長	取下げ	
令和4年6月10日	カラー航空写真	資産税課	市長	公開	
令和4年6月13日	土地賃借料の納付日がわかるもの	資産経営課	市長	公開	
令和4年6月14日	新型コロナウイルスワクチンに関する科学的根拠、論文等	健康づくり課	市長	不存在	
令和4年6月15日	境界確定図	学校安全課	教育委員会	一部公開	2
令和4年6月17日	令和4年度前川3号マンホールポンプ制御盤等改修工事における金額入り設計書一式	下水道整備課	市長	公開	
令和4年6月20日	特定の学校との面談記録	教育指導課	教育委員会	存否応答拒否	
令和4年6月21日	消防用設備等定期点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1
令和4年6月27日	特定の建物に係る建設資金に関するもの	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年6月27日	特定の建物に係る指導に関するもの	資産経営課	市長	不存在	
令和4年6月30日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年7月4日	道路後退用地事前相談審議カード	建築指導課	市長	公開	
令和4年7月8日	委託料の支払いに関する書類	事業課	市長	公開	
令和4年7月8日	小田原市新病院建設事業者選定委員会の議事録	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 3
令和4年7月8日	出張命令書	秘書室	市長	公開	
令和4年7月12日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年7月13日	標識設置報告書	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年7月19日	令和3年度 公募型指名競争入札 工事名:小田原市立豊川小学校音楽室ほか空調設備設置工事 ・工事概要説明事項書・工事内訳書・種目別内訳・科目別内訳・中科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表・共通費計算書	学校安全課	市長	公開	
令和4年7月19日	令和3年度 公募型指名競争入札 工事名:小田原市立下府中小学校音楽室ほか空調設備設置工事 ・工事概要説明事項書・工事内訳書・種目別内訳・科目別内訳・中科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表・共通費計算書	学校安全課	市長	公開	
令和4年7月21日	小田原市小中学校用務業務に係る仕様書	教育総務課	市長	公開	
令和4年7月24日	特定の委託料の支払い額の算出根拠がわかる書類	事業課	市長	一部公開	2
令和4年7月24日	特定の委託料の支出日がわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年7月29日	特定の建物に係る補助金支出の決裁文書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年7月29日	特定の土地の所有権に係る申請書	資産経営課	市長	不存在	
令和4年7月29日	特定の敷地について協議した報告書	資産経営課	市長	一部公開	1
令和4年7月29日	特定の建物に係る建築確認済み証及び同検査済み証	建築指導課	市長	不存在	
令和4年7月29日	特定の建物に係る建築確認済み証及び同検査済み証	建築指導課	市長	不存在	
令和4年8月1日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月2日	政治活動用事務所証票交付申請書及び資料	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1 5
令和4年8月4日	小田原市新病院建設事業者選定委員会の議事録	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 3
令和4年8月4日	新病院建設事業者選定委員会プロポーザル案件に係る提案資料	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和4年8月4日	新病院建設事業者選定委員会プロポーザル案件に係る資料	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和4年8月4日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月4日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年8月4日	住居表示台帳付定に係る住居表示台帳	建築指導課	市長	公開	
令和4年8月5日	地積調査作業日誌	土木管理課	市長	公開	
令和4年8月8日	タウンニュースの広告について根拠のわかる書類	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	2
令和4年8月8日	同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月12日	得芸の記事掲載にかかった税金額を示した公文書	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	2

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年8月14日	令和元年8月1日以降に決定された公文書公開決定及び公文書一部公開決定について、「公開決定の日」、「公文書の公開日時」及び「担当部課がわかる文書	総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月15日	特定の協議会の分担金を納付したことがわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年8月16日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月17日	令和3年度小田原市立矢作小学校防火戸改修工事の金入り設計書	学校安全課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度上府中公園トイレ改修工事の金入り設計書	建設政策課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度生涯学習センター国府津学習館トイレ改修工事の金入り設計書 令和3年度生涯学習センター国府津学習館トイレ改修に伴う機械設備工事の金入り設計書	生涯学習課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度新玉地区地域コミュニティ活動の場整備に伴う工事の金入り設計書	地域政策課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度久野配水池ポンプ室補強工事の金入り設計書	水道整備課	市長	公開	
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	1
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年8月21日	議事録	総務課	市長	一部公開	3
令和4年8月21日	特定の委託契約の売上げ及び委託料の総額等がわかるもの	事業課	市長	不存在	
令和4年8月22日	令和元年6月17日公告の小田原市公共施設包括管理業務委託プロポーザルにおいて、優先交渉権者となった申込者の企画提案書	資産経営課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月23日	タウンニュースの広告について指示内容のわかる書類	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年8月24日	土地・家屋課税台帳の記録	資産税課	市長	公開	
令和4年8月24日	新玉地区地域コミュニティ活動の場整備に伴う機械設備工事の金入り設計書一式	地域政策課	市長	公開	
令和4年8月24日	次の令和3年度入札案件の金入り設計書 各一式 ・令和3年度田代山農道改良工事 ・令和3年度江之浦字吉原地内災害復旧工事	農政課	市長	公開	
令和4年8月25日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月29日	土地売買契約書	資産経営課	土地開発公社	一部公開	5
令和4年8月29日	土地交換契約書	土木管理課	市長	一部公開	5
令和4年8月29日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事の内訳書	道水路整備課	市長	公開	
令和4年9月2日	下記各工事の金抜き・金入り設計書(単価表まで) ・令和4年度江之浦配水池場内配管工事 ・令和4年度飯泉排水管改良工事 ・令和4年度栄町排水管改良工事 ・令和4年度飯田岡配水管改良工事 ・令和4年度本庁一丁目排水管新設工事 ・令和4年度板橋排水管工事	水道整備課	市長	公開	
令和4年9月5日	平面図	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月6日	令和4年度市道1061舗装修繕工事 令和4年度市道0021法面修繕工事 上記案件の金額入り内訳設計書一式	道水路整備課	市長	公開	
令和4年9月6日	令和4年度栄町排水管改良工事の金額入り内訳設計書一式	水道整備課	市長	公開	
令和4年9月7日	危険物製造所に係る資料	消防総務課	市長	公開	
令和4年9月7日	特定の委託業務について受託者と協議をした記録及び業務内容についての文書	事業課	市長	不存在	
令和4年9月7日	特定の事業の売上額がわかる書類及び委託料等の総額及び内訳のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年9月7日	特定の事業の売上額がわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年9月7日	特定の事業の開催に係る文書	事業課	市長	公開	
令和4年9月8日	特定の事業の売上額がわかる書類及び委託料等の総額及び内訳のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年9月8日	特定の事業の売上額がわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	資産経営課	市長	一部公開	1
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	教育総務課	市長	公開	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	子育て政策課	市長	公開	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	職員課	市長	一部公開	1 4
令和4年9月12日	令和2年度公募型指名競争入札 工事名:看護師宿舎北解体工事 上記案件の・工事概要説明事項書・工事内訳書(単価記入のもの)・種目別内訳(単価記入のもの)・科目別内訳(単価記入のもの)・中科目別内訳(単価記入のもの)・細目別内訳(単価記入のもの)・別紙明細(単価記入のもの)・代価表(単価記入のもの)・共通費計算書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和4年9月12日	令和3年度公募型指名競争入札 工事名:職員住宅解体撤去工事 上記案件の・工事概要説明事項書・工事内訳書(単価記入のもの)・種目別内訳(単価記入のもの)・科目別内訳(単価記入のもの)・中科目別内訳(単価記入のもの)・細目別内訳(単価記入のもの)・別紙明細(単価記入のもの)・代価表(単価記入のもの)・共通費計算書	職員課	市長	公開	
令和4年9月13日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年9月14日	令和4年度公共原水道長寿命化工事(その1) 令和4年度公共下水道地震対策工事(その2) 令和3年度公共下水道地震対策工事(その8) 令和3年度公共下水道地震対策工事(その7) 上記工事金入り設計書一式	下水道整備課	市長	公開	
令和4年9月20日	境界確定図	土木管理課	市長	公開	
令和4年9月22日	不動産共同売込に係る書類	市税総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月27日	相談カード綴・道路線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	公開	
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	不存在	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	総務課	市長	公開	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	総務課	市長	不存在	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	教育総務課	教育委員会	公開	
令和4年9月30日	議事録	総務課	市長	一部公開	1 3 4
令和4年10月3日	委託料の支払いに関する書類	事業課	市長	公開	
令和4年10月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年10月4日	現指定管理者が応募時に提出した事業計画書及び収支予算書	水産海浜課	市長	一部公開	1 2
令和4年10月4日	支出命令票	事業課	市長	公開	
令和4年10月5日	特定の報道機関への抗議文に関する書類	広報広聴室	市長	一部公開	1
令和4年10月5日	市職員の視察に関する書類	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年10月5日	小田原市病院建設事業者選定委員会における採点結果	病院再整備課	病院事業管理者	非公開	1 2 3
令和4年10月5日	金額入り設計書	農政課	市長	公開	
令和4年10月6日	金額入り設計書	道水路整備課	市長	公開	
令和4年10月6日	出張命令書	秘書室	市長	一部公開	1
令和4年10月6日	政策監のスケジュール	未来創造・若者課	市長	公開	
令和4年10月7日	政策監の旅行命令申請書	未来創造・若者課	市長	一部公開	1
令和4年10月11日	市職員の視察の旅行命令申請書	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年10月11日	市職員の視察資料	デジタルイノベーション課	市長	不存在	

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年10月12日	公共施設利用に関する文書	生涯学習課	市長	一部公開	1
令和4年10月17日	施設利用に関する文書	生涯学習課	市長	一部公開	1
令和4年10月17日	特定事業者との契約書等	総務課	市長	不存在	
令和4年10月24日	建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月24日	市職員の視察の旅行命令申請書	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年10月24日	市職員の視察資料	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年10月25日	防火対象物情報	消防総務課	市長	公開	
令和4年10月26日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 2 5
令和4年10月27日	小田原市ボランティア活動補償制度に関する文書	地域政策課	市長	公開	
令和4年10月27日	道路位置指定確認書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月28日	事故対応マニュアル、医療費給付一覧	学校安全課	教育委員会	公開	
令和4年10月28日	事故報告書	学校安全課	教育委員会	一部公開	1
令和4年10月28日	校務分掌	教育指導課	教育委員会	公開	
令和4年10月28日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年11月4日	令和3年度公共下水道工事に伴う地質調査・設計業務委託の金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和4年11月9日	旧小田原市民会館解体撤去工事の金入り設計書	文化政策課	市長	取下げ	
令和4年11月11日	・令和4年度米町排水管改良工事 ・令和4年度江之浦配水池場内配管工事 ・令和4年度飯泉排水管改良工事 ・令和4年度飯田岡配水管改良工事 ・令和4年度本庁一丁目排水管新設工事 上記すべて諸経費計算書のみ	水道整備課	市長	公開	
令和4年11月11日	令和3年度田代山農道改良工事の金入り設計書(内訳書から諸経費計算書まで)	農政課	市長	公開	
令和4年11月11日	令和4年度史跡小田原城跡御用米曲輪修景整備工事の金入り設計書(内訳書から諸経費計算書まで)	文化財課	市長	公開	
令和4年11月11日	第1回から第85回までの小田原市個人情報保護運営審議会の諮問事案書一覧	総務課	市長	公開	
令和4年11月14日	令和3年度旧石橋保育園園舎等解体撤去工事の金入り設計書	保育課	市長	公開	
令和4年11月16日	令和4年度広域農道小田原中井線舗装改良工事の工事設計書(諸経費計算書まで)一式	農政課	市長	公開	
令和4年11月16日	令和4年度田代山農道改良工事の工事設計書(諸経費計算書まで)一式	農政課	市長	公開	
令和4年11月16日	特定の協議会の分担金を支払ったことがわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年11月16日	特定の委託業務の内容と、経費のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年11月18日	・令和4年度田代山農道改良工事 ・令和4年度広域農道小田原中井線舗装改良工事 本工事の内訳書から単価表まで(金入り)	農政課	市長	公開	
令和4年11月21日	土地の賃貸借契約書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年12月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年12月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年12月2日	土地使用賃貸借契約書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年12月19日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年12月19日	活性炭の購入、活性炭の再生業務委託、施設整備委託その他小田原市が運営管理する浄水施設に対する活性炭の納入を含む案件一切	浄水管理課	市長	一部公開	2
令和4年12月22日	小田原市内家屋のうち、各用途別の構造・棟数・床面積の情報	資産税課	市長	公開	
令和4年12月23日	市が議会で申し立てた特定の案件の記録	秘書室	市長	一部公開	1
令和4年12月26日	境界査定報告書の平面図	土木管理課	市長	公開	
令和5年1月10日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年1月11日	小田原市議会議員全員協議会の議事録、会議資料	議会総務課	議会	一部公開	1
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	資産経営課	市長	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	議会総務課	議会	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	教育総務課	教育委員会	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	中央図書館	教育委員会	不存在	
令和5年1月20日	特定の場所の埋立て変更許可申請書に係る書類	農政課	市長	一部公開	1 2 5
令和5年1月23日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の作業標準マニュアル、教育訓練の内容が分かる文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の作業環境測定の結果	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の換気装置の設置工事についての文書	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和5年1月23日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月24日	高田浄水場再整備事業推進委員会資料	水道整備課	市長	一部公開	1 2 3
令和5年1月25日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室におけるホルマリン、キシレンに関する文書	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年1月25日	小田原市立病院における、特定化学物質障害予防規則で定められている労働者保護のために実施した措置に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年1月25日	小田原市立病院における、特定化学物質障害予防規則で定められている労働者保護のために実施した措置に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年1月27日	協定道路同意書(図面)	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月30日	カラー航空写真(特定の地番部分)	資産税課	市長	公開	
令和5年2月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和5年2月3日	特定の報道機関の取材に対して回答した文書	総務課	市長	一部公開	1
令和5年2月8日	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書	資産税課	市長	一部公開	2
令和5年2月8日	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書のうち、報酬支払に関するもの	資産税課	市長	不存在	
令和5年2月8日	令和4年度 公共下水道工事に伴う地質調査・設計業務委託の単価表を含む金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和5年2月8日	道路後退同意書、中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月14日	特定の事業の支出に関する書類	事業課	市長	一部公開	2
令和5年2月14日	特定の事業に関する歳出決算経費別明細書	事業課	市長	公開	
令和5年2月14日	特定の事業の車券発売額の内訳がわかる書類	事業課	市長	公開	
令和5年2月15日	小田原市立病院の職員定期健康診断時の血液検査に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年2月20日	現況図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月21日	下記工事の金入り設計書 工事名: 令和4年度 早川中継ポンプ場汚水ポンプ等改修工事	下水道整備課	市長	公開	
令和5年3月6日	安全衛生委員会の議事録	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	安全衛生委員会の議事録	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年3月6日	小田原市立病院における解剖件数、切り出し件数、術中迅速病理診断件数について	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年3月6日	小田原市立病院の切り出し室のホルムアルデヒド作業環境測定に対する改善措置についての関係文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	小田原市立病院における特定の保護具に係る文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年3月6日	小田原市立病院の特定の作業主任者の選任履歴に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	小田原市立病院の特定の作業主任者が職務上作成した文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月8日	小田原市立富水小学校における敷地面積・建築面積・延べ床面積及び校舎内各所室の面積と配置が確認できる各階平面図	学校安全課	教育委員会	一部公開	1

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号			
令和5年3月9日	事故報告書、不祥事事故防止会議の議事録と資料	教育指導課	教育委員会	一部公開	1			
令和5年3月9日	事故報告書、不祥事事故防止会議の議事録と資料	教育指導課	教育委員会	不存在				
令和5年3月9日	学校保健日誌	学校安全課	教育委員会	不存在				
令和5年3月9日	学校保健日誌	学校安全課	教育委員会	一部公開	1			
令和5年3月14日	市有地私下申請書における見取図	資産経営課	市長	公開				
令和5年3月14日	市有地私下申請書における添付図面、実測図	資産経営課	市長	不存在				
令和5年3月16日	市有地私下申請書が却下された根拠	資産経営課	市長	不存在				
令和5年3月16日	公園の遊具・施設の定期点検結果報告書	みどり公園課	市長	一部公開	1			
令和5年3月16日	道路位置指定復元図	建築指導課	市長	一部公開	1	2		
令和5年3月22日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1			
令和5年3月24日	小田原市地域活動支援センター事業費補助金の交付申請の添付資料の利用者名簿	障がい福祉課	市長	一部公開	1			
令和5年3月28日	カラー航空写真	資産税課	市長	公開				

個人情報開示請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	個人情報の概要（運用状況報告用）	担当課	部局	決定	非開示 該当号		
令和4年4月4日	特定の事件の調査内容	教育指導課	教育委員会	一部開示	1	2	5
令和4年4月12日	住民異動届、住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	開示			
令和4年4月13日	家屋評価調査書、家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年4月19日	特定の連絡内容記録	生活援護課	市長	取下げ			
令和4年4月19日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年4月20日	救急出動報告書	消防総務課	市長	開示			
令和4年5月13日	住民異動届とそれに関する書類	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年5月17日	救急出動報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年6月7日	生活保護の利用状況のわかる書類	生活援護課	市長	取下げ			
令和4年6月17日	戸籍証明書等請求書及び住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年7月1日	住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	一部開示	2	3	
令和4年7月4日	相談時に提出した書類	地域安全課	市長	不開示			
令和4年7月4日	相談記録	地域安全課	市長	開示			
令和4年7月8日	個人情報の提供及び取得の記録	生活援護課	市長	一部開示	3		
令和4年7月8日	個人情報の提供及び取得の記録	障がい福祉課	市長	一部開示	3		
令和4年7月12日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年7月12日	議事録	総務課	市長	取下げ			
令和4年7月26日	学習指導要録	教育指導課	教育委員会	開示			
令和4年7月29日	介護認定に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年8月4日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年8月5日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年8月12日	救急搬送に関する記録	消防総務課	市長	開示			
令和4年8月18日	生活保護ケース診断（検討）票	生活援護課	市長	開示			
令和4年9月6日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年9月6日	介護認定に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢介護課	市長	一部開示	3		
令和4年9月14日	救急報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年9月27日	医療レセプト	生活援護課	市長	開示			
令和4年9月30日	救急出動報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年10月17日	住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	開示			
令和4年10月18日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年10月18日	人事評価に関する書類	職員課	市長	開示			
令和4年10月18日	人事評価に関する書類	職員課	市長	不開示			
令和4年10月21日	救急搬送記録	消防総務課	市長	開示			
令和4年11月9日	診療報酬明細書	保険課	市長	開示			
令和4年11月9日	火災調査書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年11月21日	水路占用掘さく許可書	土木管理課	市長	一部開示	3		
令和4年11月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年11月22日	手帳に関すること	障がい福祉課	市長	開示			
令和4年11月22日	・障害福祉サービスの利用状況 ・障がい者手当てについて（特別障害者手当、重度障害者手当）	障がい福祉課	市長	不開示			
令和4年11月29日	主治医意見書、介護認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年11月29日	身元調査についての依頼及び回答文書	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年12月6日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年12月6日	火災調査書一式	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年12月9日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年12月15日	主治医意見書、認定調査票及び認定結果通知書	高齢介護課	市長	一部開示	2	3	
令和4年12月21日	要介護認定に係る認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年12月28日	農家基本台帳、小作地台帳	農業委員会事務局	農業委員会	一部開示	2		
令和5年1月12日	印鑑登録証明書交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示			
令和5年1月16日	在職中の作業記録、カルテ	経営管理課	病院事業管理者	開示			
令和5年1月16日	在職中の作業記録	経営管理課	病院事業管理者	不開示			
令和5年1月17日	主治医意見書、認定調査票及び認定結果通知書	高齢介護課	市長	一部開示	3		
令和5年1月17日	火災調査書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和5年2月3日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2		
令和5年2月8日	特定の管理料の引き落とし口座	みどり公園課	市長	不開示			
令和5年2月17日	介護給付の利用者負担額	高齢介護課	市長	開示			
令和5年2月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和5年2月24日	火災調査報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和5年3月2日	市ホームページ「要望・問い合わせ」から特定の課に問い合わせた内容に対する対応状況のわかる書類	事業課	市長	開示			
令和5年3月13日	固定資産税・都市計画税の納付した金額がわかるもの	市税総務課	市長	開示			
令和5年3月22日	印鑑登録証明書交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示			
令和5年3月22日	固定資産税の収納状況	市税総務課	市長	開示			
令和5年3月27日	要介護認定分の主治医意見書及び認定調査票（特記事項含）	高齢介護課	市長	開示			
令和5年3月29日	特定の書類の受付から決定までに係る情報	障がい福祉課	市長	開示			

---

小田原市 総務部 総務課 情報統計係

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 電話 0465(33)1288

発行 令和5年9月